

# 令和7年（行ケ）第10043号 審決取消請求事件 判決評釈

## 知財専門家向け評釈

対象判決：知的財産高等裁判所・令和8年3月26日判決、令和7年（行ケ）第10043号、審決取消請求事件（公表要旨上の担当部：知財高裁第3部）

作成者：Manus AI

## 1 評釈の要旨

本判決は、特願2019-201113号「光拡散層形成用塗料、プロジェクションスクリーン用フィルム、及びプロジェクションスクリーン」に係る拒絶査定不服審判の不成立審決を取り消した知財高裁判決である。裁判所公表要旨は、本判決を「相違点の容易想到性の判断及び予測できない顕著な効果の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例」と位置付けている。<sup>1 2</sup>

本件の中核は、引用文献1において樹脂の種類が特定されていない光拡散層形成用コート液につき、本願発明が**活性エネルギー線硬化性樹脂**を採用した点を、単なる周知選択肢の設計的選択として進歩性なしといえるか、また本願明細書の実験例に示された光散乱性等の効果を「屈折率差理論」だけで予測可能と評価できるかにある。知財高裁は、引用文献1及び周知技術からは、透明スクリーン用樹脂の選択肢として「熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂、又は活性エネルギー線硬化性樹脂」が知られていたにとどまり、その中から活性エネルギー線硬化性樹脂を積極的又は優先的に選択する動機付けは導けないとした。<sup>1</sup>

同時に、本判決は、本願発明につき、いわゆる選択発明における判断手法が妥当する可能性を指摘した上で、引用発明の効果とは異質の効果、又は同質だが際立って優れた効果を奏するかという観点から、審決が実質的検討をしなかった点を批判した。特に、審決原文は「屈折率が高いほど」と表現していたが、判決はこれを「屈折率差が大きいほど」の誤記と認定し、その理論を「屈折率差理論」と呼んだ。その上で、同理論は引用文献1の具体例が示すヘイズ率の傾向と逆行しており、希土類リン酸塩微粒子及び樹脂を含む光散乱体の光散乱性を単に屈折率差のみで説明できるとはいえないと判示した点が実務上重要である。<sup>1</sup>

観点	本判決の結論	実務上の意味
引用発明の認定	「バインダ樹脂」とする審決の認定は維持	好適態様を常に引用発明に読み込むわけではない
用途の認定	透明スクリーン用途を含めた審決の認定は維持	引用文献の用途列挙が幅広くても、明示記載と課題から用途認定可能

相違点1	「樹脂の硬化・軟化特性」ではなく「樹脂の種類」の相違と再定式化	相違点の技術的意味を効果関連性に即して把握
周知技術	活性エネルギー線硬化性樹脂は選択肢の一つにすぎない	周知選択肢の存在だけでは動機付けにならない
顕著な効果	審決は実質判断を欠き、屈折率差理論依拠も誤り	効果否定には対象技術の具体例・技術水準に即した論証が必要
結論	取消事由3・4の各一部に理由があるとして審決取消	拒絶査定不服審判における進歩性判断のやり直しを命じる趣旨

## 2 事案の概要

原告リケンテクノス株式会社は、令和元年11月6日、名称を「光拡散層形成用塗料、プロジェクションスクリーン用フィルム、及びプロジェクションスクリーン」とする特許出願をしたが、拒絶査定を受け、令和5年12月19日に拒絶査定不服審判を請求した。特許庁は、令和7年3月7日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、原告は同年4月30日に本件審決取消訴訟を提起した。<sup>1</sup>

本願発明の請求項1は、「(A) 活性エネルギー線硬化性樹脂100質量部；及び、(B) 希土類磷酸塩微粒子0.1～50質量部；を含むプロジェクションスクリーンの光拡散層形成用塗料。」という比較的簡潔な組成物クレームである。発明の課題は、高い透明性と高い映像表示性とのバランスに優れたプロジェクションスクリーンを得る塗料等を提供する点にあると裁判所は整理した。<sup>1</sup>

審決は、引用文献1である国際公開第2018/147042号に記載された光散乱シート用コート液を主引用発明とし、引用発明、周知技術及び技術常識に基づいて当業者が容易に想到し得たとして、本願発明の進歩性を否定した。関連条文は特許法29条2項であり、同項は、特許出願前に当業者が公知発明等に基づいて容易に発明をすることができたときは特許を受けられない旨を定める。<sup>1 3</sup>

項目	内容
裁判所	知的財産高等裁判所（公表要旨上の担当部：知財高裁第3部）
判決日	令和8年3月26日
事件番号	令和7年（行ケ）第10043号
審判番号	不服2023-21513号

出願番号	特願2019-201113号
発明名称	光拡散層形成用塗料、プロジェクションスクリーン用フィルム、及びプロジェクションスクリーン
争点の中心	相違点1の容易想到性及び予測できない顕著な効果
判決結論	審決取消

### 3 本願発明及び引用発明の技術的理解

本願発明は、透明性を保持しながら投影画像の視認性を高める透明プロジェクションスクリーンの光拡散層形成用塗料に関する。透明スクリーンでは、背後を透視できる透明性と、投影画像を鮮明に表示する映像表示性という相反し得る要求が併存するため、光散乱粒子の種類、粒径、分散状態、樹脂マトリックスとの関係が性能を左右する。<sup>1</sup>

裁判所は、本願明細書において、成分(A)である活性エネルギー線硬化性樹脂が成分(B)である希土類燐酸塩微粒子を包含して塗膜を形成し、粒子分散性、光拡散層厚みの均一性、物理的衝撃後の映像表示性維持に寄与すると記載されている点を重視した。また、成分(B)は、高い屈折率と高いアツベ数を有し、広い視野角、低い色収差、無色性に寄与するものとされていた。<sup>1</sup>

引用文献1は、樹脂中に希土類リン酸塩粒子が分散された光散乱シートに関するものであり、樹脂成形体の単位体積当たりの光散乱粒子表面積を制御することで光散乱性を向上させ、黄変を抑制する技術思想を開示する。引用文献1には、光散乱体の一実施形態として、基材表面に光散乱層を設けるコート液、すなわち有機溶媒、バインダ樹脂及び光散乱粒子を混合したコート液を塗工又は塗布する技術が記載されていた。<sup>1</sup>

### 4 取消事由1及び2に関する判断

取消事由1について、原告は、引用文献1の段落[0010]が「シートやフィルムへの成形の容易さの点からは、熱可塑性樹脂を用いることが有利である」と記載している以上、引用発明の樹脂は「熱可塑性樹脂」と認定されるべきであり、審決が「バインダ樹脂」と抽象的に認定したことは誤りであると主張した。これに対し裁判所は、引用文献1のコート液に関する段落[0044]には、「有機溶媒とバインダ樹脂と光散乱粒子」を含むコート液というまとまりある技術的思想が明記されているとして、審決の引用発明認定を維持した。<sup>1</sup>

この判断は、引用発明の認定において、引用文献中の好適態様又は実施例が常に引用発明を限定するものではないという一般的理解に沿う。もっとも本判決は、後の容易想到性判断において、引用文献1には活性エネルギー線硬化性樹脂の記載も示唆もないと評価しており、引用発

明の構成認定としては広く捉えつつ、相違点に係る下位概念選択の動機付けでは引用文献の具体的開示を厳格に見るという二段階の分析を採っている。<sup>1</sup>

取消事由2について、原告は、引用発明の用途にヘッドアップディスプレイ等に用いられる透明スクリーンを含めることは誤りであると主張した。しかし裁判所は、引用文献1にはヘッドアップディスプレイ等の透明スクリーンに高い光散乱性が要求される旨が記載され、実施例の総括において透明スクリーン用途として有用である旨も示されているため、透明スクリーン用途を含む認定に誤りはないとした。<sup>1</sup>

取消事由	原告主張	裁判所判断	評価
取消事由1	引用発明の樹脂は熱可塑性樹脂に限定すべき	コート液の技術思想としてバインダ樹脂と認定可能	引用発明認定は抽象化を許容
取消事由2	透明スクリーン用途は実施可能に開示されていない	引用文献の課題・用途記載・実施例総括から認定可能	用途認定は明示記載と技術的課題を総合

## 5 相違点1の再定式化と周知技術の評価

審決は、相違点1を、本願発明の「樹脂」が「活性エネルギー線硬化性」であるのに対し、引用発明では樹脂の硬化・軟化特性が特定されていない点と認定していた。裁判所は、結論に直ちに影響しないとしつつ、より相当な定式化として、本願発明では樹脂が「活性エネルギー線硬化性樹脂」であるのに対し、引用発明では樹脂の種類が特定されていない点であると述べた。<sup>1</sup>

この再定式化は重要である。「硬化・軟化特性」という抽象的な機能面ではなく、「樹脂の種類」という材料選択として相違点を捉えることで、後続の判断は、既知材料群からの単なる選択なのか、それとも引用発明に具体的開示のない下位概念の選択なのかという問題に移行する。すなわち、本判決は、相違点を材料物性の表層的差異ではなく、発明の効果に関わる構成要件として位置付けた。<sup>1</sup>

裁判所は、甲2、甲3及び乙12、15ないし19等の周知技術立証を検討し、透明スクリーンに用いられる樹脂の選択肢として、「熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂、又は活性エネルギー線硬化性樹脂」が知られていたとは認めた。しかし、これらの文献では、光硬化性又は紫外線硬化性樹脂は他の樹脂と並列的に記載されているにとどまり、その特質や優位性までは示されていないとした。<sup>1</sup>

この点は、JPO審査基準の「進歩性判断における論理付け」の考え方とも整合する。審査基準は、主引用発明から出発して請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるかを判断し、単なる周知技術の存在だけでなく、相違点に係る構成を採用する理由付けを求める構造を採っている。<sup>4 5</sup>

## 6 選択発明的判断手法の本件における機能

本判決は、本願発明について、引用発明において樹脂の種類が特定されておらず、優先日当時、透明スクリーン用樹脂の選択肢として三類型が知られていたことを前提に、「いわゆる選択発明である可能性がある」と述べた。ここで裁判所は、本件を狭義の選択発明として最終的に断定したというより、相違点1が効果に関連する構成要件であることを踏まえ、選択発明における判断手法が妥当し得るとの形で、効果判断の枠組みを導入している。裁判所は、選択発明を、構成要件の全部又は一部が上位概念で表現された先行発明に対し、その上位概念に包含される下位概念で表現された発明であって、先行発明刊行物中に具体的に開示されていないものを構成要件として選択した発明と定義している。①

JPO審査基準も、選択発明について、物の構造に基づく効果の予測が困難な技術分野に属し、上位概念で表現された発明から下位概念を選択する場合等を対象とし、引用発明と比較した効果が、刊行物等に記載されていない有利な効果であり、引用発明の効果とは異質又は同質だが際立って優れたもので、出願時の技術水準から予測できない場合には、進歩性を有すると整理する。④

もっとも、本件における選択発明的判断手法の用い方には微妙な点がある。裁判所は、一方では、活性エネルギー線硬化性樹脂を選択する動機付けが引用発明及び周知技術から導かれないとする。他方で、効果に関連する下位概念選択であることから、選択発明における顕著な効果の検討枠組みが妥当し得るともいう。この構成は、通常の進歩性判断であれば、動機付け欠如だけで進歩性肯定方向に働くところ、審決取消訴訟においては、審決が顕著な効果も判断していたため、その判断誤りも併せて示したものと理解するのが相当である。①

本判決の特徴は、「既知選択肢の一つであること」と「当該選択肢を採用する動機付けがあること」とを峻別した点にある。これは、材料・化学分野において、選択肢の列挙が直ちに特定選択の容易想到性を基礎付けるわけではないことを確認するものと評価できる。①

## 7 技術常識1の限界と「好適材料としての選択」

審決は、活性エネルギー線硬化性樹脂について、短時間で硬化する、無溶剤型にできる等の長所を有し、光学分野を含む幅広い分野で利用されているとの技術常識1を認定した。裁判所は、この技術常識1の内容自体には誤りがないとした。すなわち、活性エネルギー線硬化性樹脂が広く知られた樹脂であり、光学用途のプラスチック塗料や光学機能フィルム材料として用いられること、長所及び短所があることは技術常識であると認めた。①

しかし裁判所は、その技術常識が、透明スクリーン用途において他の樹脂ではなく特に活性エネルギー線硬化性樹脂を用いることを示すものではなく、周知選択肢群の中から活性エネルギー線硬化性樹脂を自然に選び出す動機付けにもならないとした。審決は、短時間硬化や無溶剤型といった一般的特徴が本願のプロジェクションスクリーンの光拡散層形成用塗料に適用する理由を具体的に示しておらず、それを認める証拠もないと判示された。①

この判断は、進歩性判断において、**技術常識の抽象度**が決定的に重要であることを示す。一般的に「光学分野で使われる」材料であることと、特定の引用発明における特定の技術課題、具体的には希土類リン酸塩微粒子を含む透明スクリーン光拡散層形成用塗料において、その材料を選択することは、論理の距離がある。本判決は、この距離を「設計事項」又は「自明の選択肢」という言葉で埋めることを許さなかった。<sup>1</sup>

論点	審決の方向性	本判決の評価
活性エネルギー線硬化性樹脂の一般的周知性	短時間硬化、無溶剤型、光学分野で利用	その限度では誤りなし
透明スクリーン用途での選択	周知技術・技術常識から設計事項	特に選択すべき動機付けは示されていない
周知文献の列挙	選択肢としての記載を根拠化	並列的記載にとどまり優位性なし
結論	進歩性欠如	直ちに進歩性欠如とはいえない

## 8 顕著な効果判断と屈折率差理論の位置付け

本件審決は、本願明細書等の例1ないし5における拡散率及び視野角の違いについて、光散乱体と周囲樹脂との屈折率差が大きいほど光が散乱されやすく、屈折率差が小さいほど散乱されにくいという一般常識に基づく理論により容易に推察できると判断した。判決は、審決原文が「屈折率が高いほど」と記載していた箇所について、「屈折率差が大きいほど」の誤記であると認定し、この審決の理論を「屈折率差理論」と呼んでいる。裁判所は、この判断について、まず、選択発明的な特許性判断の観点から、本願発明が引用発明によって奏される効果とは異質の効果を奏するのか、又は同質だが際立って優れた効果を奏するのかを検討したものではないとして、判断の前提を誤るとした。<sup>1</sup>

さらに裁判所は、屈折率差理論の内容面にも踏み込んだ。引用文献1の具体例では、ポリカーボネート樹脂、アクリル樹脂、ポリエチレンテレフタレート樹脂が用いられていた。各樹脂の屈折率は、アクリル樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリエチレンテレフタレート樹脂の順に大きくなるため、希土類リン酸塩微粒子の屈折率が樹脂より高いことを前提にすると、屈折率差はアクリル樹脂で最大、ポリエチレンテレフタレート樹脂で最小となるはずである。<sup>1</sup>

屈折率差理論だけによれば、ヘイズ率はアクリル樹脂で大きく、ポリカーボネート樹脂、ポリエチレンテレフタレート樹脂の順に小さくなるはずである。しかし引用文献1に示されたヘイズ率は、基材樹脂の屈折率が大きいほどヘイズ率も大きくなるという、審決の屈折率差理論とは逆の傾向を示していた。裁判所は、この具体例に接した当業者は、透明スクリーンとしての光散乱性能は希土類リン酸塩と樹脂との屈折率差だけでは説明できないと理解するのが自然であるとした。<sup>1</sup>

この部分は、本判決の技術的核心である。裁判所は、屈折率差理論それ自体が物理法則として一般に成り立ち得ることを否定していない。しかし、特定の材料系、粒子分散系、塗膜又はシート構造における実測効果は、粒子分散、二次粒子形成、樹脂透明性、界面状態、膜厚、粒子表面処理等の複数要因によって左右され得る。したがって、審決が一般論だけをもって本願実施例の効果を予測可能としたことは、当業者の通常理解に反するという判断である。<sup>1</sup>

比較要素	屈折率差理論からの予測	引用文献1の具体例の傾向	本判決の評価
アクリル樹脂	屈折率差が大きくヘイズ率大	ヘイズ率は相対的に小	理論と逆行
ポリカーボネート樹脂	中間	中間	一部整合するが全体傾向は不十分
ポリエチレンテレフタレート樹脂	屈折率差が小さくヘイズ率小	ヘイズ率は相対的に大	理論と逆行
総合評価	屈折率差で説明可能	屈折率差だけでは説明困難	審決の予測可能性判断は誤り

## 9 令和元年最高裁判決及び審査基準との関係

予測できない顕著な効果に関しては、最三小判令和元年8月27日・平成30年（行ヒ）第69号、いわゆるヒト結膜肥満細胞安定化剤事件が重要な基準を示している。同最高裁判決は、効果の程度が予測できない顕著なものかについて、優先日当時に本件発明の構成が奏するものとして当業者が予測できなかったものか、また当該構成から当業者が予測できた範囲を超える顕著なものかという観点から検討すべきであると判示したと整理されている。<sup>5 6</sup>

JPO資料は、この最高裁判決を、予測できない顕著な効果の判断方法を判示した初の最高裁判決であり、実務上重要な意義を有するものと位置付ける。また、JPO審査基準は、引用発明と比較した有利な効果が、引用発明の有する効果とは異質で出願時の技術水準から予測できない場合、又は同質だが際立って優れた効果で出願時の技術水準から予測できない場合には、進歩性肯定方向の有力な事情になるとする。<sup>4 5</sup>

本判決は、この枠組みを医薬用途発明ではなく、透明スクリーン用光拡散材料という光学材料分野に適用したものと評価できる。すなわち、効果予測の困難性は医薬・化学に限られず、材料系の微細構造や分散状態が機能に影響する分野でも問題となる。本判決は、材料・光学分野における「経験的・実験的效果」の評価について、一般理論のみでは足りず、引用発明の具体例及び出願時技術水準に即した検討が必要であることを示した。<sup>1 5</sup>

## 10 効果2（耐湿熱性）に関する補足判断

判決は、原告が審判段階では主張せず、本件訴訟において初めて主張するに至ったものとして、効果2、すなわち本願発明が耐湿熱性に優れる点を取り上げ、この主張を採用しなかった。本願明細書の例1と例12を比較すると、同じ樹脂及び希土類磷酸塩微粒子を用いながら、シランカップリング剤及びイソシアネート基を有する化合物の有無によって耐湿熱性が異なっていた。また、例5では成分C及びDを含みながら耐湿熱性が低下しているものの、熱硬化性樹脂の使用だけでなく、別のイソシアネート化合物の含有も異なるため、耐湿熱性低下を熱硬化性樹脂のみに帰することはできないとした。<sup>1</sup>

この補足判断は、顕著な効果を主張する側にとって重要な警告である。効果がクレームされた構成に由来すること、少なくとも明細書の記載から当業者がそのように理解できることが必要であり、実施例間の比較に交絡要因がある場合には、効果の帰属が否定され得る。本判決は、光散乱性効果については審決の予測可能性判断を批判したが、耐湿熱性については、クレーム構成との対応関係を厳格に見ている。<sup>1</sup>

さらに裁判所は、被告が「原告のいう顕著な効果は請求項の範囲全体で得られるものではない」と主張した点について、その趣旨が、効果を得るために必要な構成が特許請求の範囲に特定されていない、又は請求項記載の構成のみでは効果が得られないというものであれば、それは特許法36条の明細書記載要件の問題として検討すべきか、拒絶理由を通知して出願人に意見を述べる機会を与えるべき事項であると述べた。この指摘は、進歩性判断と記載要件判断を混同しないという手続的・実体的整理として重要である。<sup>1</sup>

## 1.1 判決の射程と評価

本判決の第1の射程は、**周知選択肢の列挙だけでは、特定選択の動機付けを基礎付けるには足りない**という点にある。特に、引用文献が上位概念的に「樹脂」を開示し、周知文献が複数の樹脂類型を並列的に挙げる場合であっても、当該引用発明の課題、作用機序、具体例、効果との関係から、なぜその下位概念を選ぶのかを説明する必要がある。<sup>1 4</sup>

第2の射程は、**選択発明的な顕著な効果判断を、単なる形式論ではなく、技術分野の実証的知見に即して行う必要がある**という点である。本判決は、引用文献1の具体例が審決の理論的予測に反することを詳細に分析し、当業者の通常理解を根拠に審決を批判した。この判断は、審査・審判段階で、一般的な物理・化学理論を用いて効果を予測可能と評価する場合、その理論が当該材料系の実験事実と整合するかを検証すべきことを示す。<sup>1</sup>

第3の射程は、**審決取消訴訟における裁判所の審査密度**である。本判決は、裁判所が単に審決の論理構成を形式的に見るだけでなく、引用文献の実施例データと技術理論との整合性に踏み込んで審査した点に特徴がある。このことは、材料系・光学系の事件で、専門技術内容を丁寧に組み立てた取消事由が有効に機能し得ることを示している。<sup>1</sup>

もっとも、本判決は、本願発明の進歩性を最終的に肯定したものではない。審決の判断には、相違点1の容易想到性判断の前提誤り、効果判断の当業者通常理解に反する誤り、及び予測性・顕著性について実質判断を欠く誤りがあるため、審決を取り消したにとどまる。差戻し後

又は再審理では、特許庁が改めて効果の予測困難性・顕著性、必要に応じて記載要件又は補正可能性を検討する余地が残されている。①

## 1.2 実務上の示唆

出願人・権利者側にとって、本判決は、選択発明的な材料選択発明において、比較実験と効果帰属の設計が重要であることを示す。特に、引用発明が上位概念を開示している場合、選択した下位概念が引用文献に具体的に開示されていないこと、周知選択肢の中で当該下位概念を選ぶ動機付けがないこと、さらにその選択が引用発明にはない効果又は際立って優れた効果をもたらすことを、明細書と実験例で一貫して示す必要がある。①④

審査官・審判官側にとっては、周知文献を列挙するだけでなく、主引用発明にその周知技術を適用する具体的理由を明示することが必要である。特に、複数の周知選択肢が並列的に存在する場合、特定選択肢を採用する優先理由、課題適合性、作用機序の整合性、実施例の示唆等を示さなければ、設計事項との評価は脆弱になる。①④

無効審判請求人又は拒絶維持側にとっては、顕著な効果を否定する際、一般理論だけでなく、引用発明の具体例、同一又は近接材料系の実験事実、当業者の技術常識を総合して、当該効果が請求項の構成から予測可能であったことを論証する必要がある。もし効果がクレーム範囲全体で得られないという攻撃をする場合には、進歩性だけでなく、サポート要件、実施可能要件、明確性等の記載要件として構成することも検討すべきである。①

立場	実務対応
出願人	周知選択肢の中からの選択理由が先行技術にないことを明確化し、比較例は交絡要因を排除する
審査官・審判官	「知られている」ことと「選択する動機付けがある」ことを区別し、論理付けを具体化する
異議・無効請求人	効果否定は、一般論ではなく当該材料系の具体的技術水準に即して行う
明細書作成者	効果をクレーム構成に対応付け、請求項の全範囲にわたり合理的に説明できるようにする
訴訟代理人	引用文献の実施例データと審決の理論との矛盾を可視化し、当業者の通常理解として構成する

## 1.3 総括

本判決は、透明スクリーン用光拡散材料という比較的専門性の高い材料・光学分野において、進歩性判断の三つの基本原則を改めて確認した。第1に、引用発明及び周知技術は、特定構成

を採用する具体的動機付けを与えるものでなければならず、単なる選択肢の存在では足りない。第2に、選択発明的な顕著な効果の判断では、引用発明の効果との関係、出願時技術水準、当該構成からの予測可能性を実質的に検討する必要がある。第3に、効果の予測可能性は、抽象的な一般理論だけでなく、引用文献の具体例及び当業者の通常理解に照らして評価されなければならない。① ④ ⑤

本判決は、令和元年最高裁判決以降の「予測できない顕著な効果」論を、材料・光学分野に具体化した裁判例として高い実務的意義を有する。とりわけ、**周知技術の抽象化の限界、選択発明的判断手法の実証的運用、進歩性判断と記載要件判断の峻別**という三点において、今後の審査・審判・訴訟実務に参照価値がある。① ⑤

## 参考文献

[1] 知的財産高等裁判所 令和7年（行ケ）第10043号 審決取消請求事件 判決全文

[2] 知的財産高等裁判所 令和7年（行ケ）第10043号 審決取消請求事件 判決要旨

[3] e-Gov法令検索 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

[4] 特許庁 特許・実用新案審査基準

[5] 特許庁 進歩性判断における有利な効果に関する審査基準の点検について

[6] イノベンティア・リーガル・アップデート 進歩性判断における予測できない顕著な効果の位置付けに関する最高裁判決について